4 日本国は、代替性のある産品又は材料について、次のいずれかの事項に基づいて、原産品又は原産材料として取り扱うことを定める。

(a) 各々の代替性のある産品又は材料が物理的に分離していること。

(b) 代替性のある産品又は材料が混在している場合には、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式が使用されていること。ただし、選択された在庫管理方式が当該在庫管理方式を選択した者の会計年度を通じて使用される場合に限る。

5 (a) 日本国は、産品が完全に得られるかどうか又は産品が次款及び第三款に定める関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、(c)に規定する附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、考慮しないことを定める。

(b) 日本国は、産品の附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料であって(c)に規定するものが、これらと共に納入される当該産品の原産品としての資格と同一の資格を有することを定める。

(c) 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、この5の規定の適用の対象となる。

(i) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が、産品に含まれるものとして分類され、及び当該産品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされていないこと。

(ii) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の種類、数量及び価額が(i)に規定する産品について慣習的なものであること。

6 (a) 日本国は、産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が原産品かどうかを決定するに当たって考慮しないことを定める。

(b) 日本国は、輸送用のこん包材料及びこん包容器については、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮しないことを定める。

7 日本国は、間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなすことを定める。

8 (a) 日本国は、原産品が第三国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合には、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。

(b) 日本国は、原産品が、一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合であっても、次の(i)及び(ii)の要件を満たすときは、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。

(i) 両締約国の領域外において当該原産品についていかなる作業も行われていないこと。ただし、積卸し、ばら積み貨物からの分離、蔵置、輸入締約国の要求に基づいて行われるラベル又は証票による表示及び当該原産品を良好な状態に保存するため又は当該原産品を輸入締約国の領域へ輸送するために必要な他の作業を除く。

(ii) 当該原産品が第三国の領域において税関当局の監督の下に置かれていること。

9 (a) 日本国は、この協定に基づく関税上の特恵待遇の要求を行う輸入者に対し、産品が原産品であることについて輸入の時に申告を行うよう要求することができる。

(b) (a)に規定する申告の要件については、日本国の法令又は手続において定めるものとし、及び利害関係者が知ることができるような方法により公表し、又は入手可能なものとする。

10 (a) 日本国は、この協定に基づく関税上の特恵待遇の要求を行う輸入者に対し、当該要求についての確認のために情報を要請することができる。日本国は、輸出者又は生産者から直接提供される当該情報を受領することができる。

(b) 日本国は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇の要求を否認することができる。

(i) 産品が関税上の特恵待遇を受ける資格がないと決定する場合

(ii) (a)の規定により、産品が関税上の特恵待遇を受ける資格があることを決定するのに十分な情報を輸入者から得られなかった場合

(iii) 輸入者がこの節に定める要件を満たさない場合

第二款　品目別原産地規則の解釈のための一般的注釈

1 この款及び次款の規定は、次の類、項、号及び品目に分類される産品について適用する。

(a) 第一類から第二類までの各類

(b) 第四類から第一五類までの各類

(c) 第一六・〇一項から第一六・〇三項までの各項

(d) 第一七類から第二一類までの各類

(e) 第二二・〇二項

(f) 第二二・〇四項

(g) 関税分類番号二二〇六〇〇・一〇〇の品目

(h) 関税分類番号二二〇七一〇・一九九の品目

(i) 第二二・〇九項

(j) 第二三類

(k) 第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号

(l) 第三三・〇一項

(m) 第三五・〇一項から第三五・〇二項までの各項

(n) 第三五・〇四項から第三五・〇五項までの各項

(o) 第三八〇九・一〇号

(p) 第三八二三・一一号から第三八二三・七〇号までの各号

2 この款及び次款に定める品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。

(a) 「CC」とは、いずれかの類の非原産材料からの生産（当該類には、当該非原産材料から生産される産品が該当する類を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の類からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の二桁番号の水準における変更（すなわち、類の変更）が行われなければならないことを意味する。

(b) 「CTH」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産（当該項には、当該非原産材料から生産される産品が該当する項を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の項からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。

(c) 「CTSH」とは、いずれかの号の非原産材料からの生産（当該号には、当該非原産材料から生産される産品が該当する号を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の号からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の六桁番号の水準における変更（すなわち、号の変更）が行われなければならないことを意味する。

3 この款及び次款に定める品目別原産地規則の解釈上、

(a) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(b) 品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は、産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要件とすることを意味するものとする。

(c) 一の産品が、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象である場合において、当該選択的な品目別原産地規則のいずれかを満たすときは、当該一の産品は、原産品とする。

(d) 一の産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該一の産品は、当該複数の要件の全てを満たすときにのみ原産品とする。

(e) 単一の品目別原産地規則が一連の項又は号の産品について適用され、かつ、当該品目別原産地規則が当該産品の項又は号の変更を定める場合には、当該変更は、他の項又は号（当該一連の項又は号の中の他の項又は号を含む。）から生ずることがあるものと了解される。